

なごみ



第 211 号
2019年10月1日 発行
編集・発行
和東町人権啓発課
(人権ふれあいセンター内)
TEL 0774-78-3488
FAX 0774-78-3212

再犯ではなく
更生への道を
歩める社会に

私たちの身のまわりには、あらゆる犯罪が日常的に起きています。交通事故から、殺人事件まで色んな事件をメディアなどで見聞きする度、決して他人事では無く『明日は我が身』と考えてしまいます。

被害者の家族もまた、想像を絶するような困難を強いられています。突然のことで自分を責めたり、相手に裏切られた思いでいつぱいになり、気持ちが悪く不安定な中、マスクミの攻撃的な取材や、地域住民の好奇の目に晒され、他人からのバッシングなどで、日常生活が崩壊し、その苦しみから自ら命を絶つ人もいます。加害者家族にも一定の責任がある場合もありますが、家族

は犯罪者ではありません。自殺させる程、追い詰めるのは行き過ぎです。毎日膨大な犯罪が起きているということは、だれもが、いつ加害者側になってもおかしくないという事です。自分にも起こりうることと意識し、社会全体の問題として考えなければなりません。

もちろん被害者の権利の方が優先されることは言うまでもありません。今回のテーマについては賛否両論あると思います。がこのテーマを取り上げようと思った一節を紹介いたします。

刑を終えて出所した人の社会復帰の為には本人の更生する意欲と、周囲の理解が欠かせません。全ての犯罪には当てはまりませんが、社会全体で考え、もう一度社会でやり直せるように支えていくことが求められています。

一度間違えたときの
社会の厳しさより、
間違えても、もう一度やり直せる
社会の優しさが大事



みんなで築こう 人権のまちづくり

今年も人権の花運動が行われます



人権の花運動は、昭和57年から全国で展開されており、子どもたちが協力しながら花を育てることを通じて、助け合い協力すること、感謝することの大切さを学び、豊かな人権感覚を育み、命の尊さや、相手への思いやりなどの人権感覚を身につけてもらおうとするものです。また、人権について考える機会としてもらおうと、法務省と、全国人権擁護委員連合会が進めている取り組みです。

この取り組みは、今回で38回目となり毎年各地できれいな花を咲かせています。

京都府でも府内の小学校と、幼稚園や保育所、支援学校などで約5000人の児童生徒が参加し、スイセンの栽培に取り組みます。スイセンには尊敬や思いやりという花言葉があるので、子どもたちも愛情や思いやりを忘れずみんなで仲良く育ててほしいと思います。

また、スイセンが開花する2月から3月頃には人権学習を兼ねて、スイセンの花のスケッチをし、3月8日に開催される人権フェスティバルでそのスケッチが展示されますので、皆さんも是非お越し下さい。



人権イメージキャラクター
人KENあゆみちゃん



人権イメージキャラクター
人KENあちる君



人権問題でお困りの方

法務大臣から委嘱された人権擁護委員さんが相談に応じます。相談は無料で秘密は固く守られますので、お気軽にご相談下さい。

10月の相談日

● 月日：10月25日（金）

● 時間：午後1時30分から
4時まで

● 場所：人権ふれあい
センター

また、人権啓発課（人権ふれあいセンター内）でも人権に関わる相談を随時行っておりますので、お気軽にご相談下さい。

お問い合わせ先

和東町人権啓発課
（人権ふれあいセンター）
TEL 78334888
FAX 7833212